

# 令和6年度 柏市立逆井中学校いじめ防止基本方針

生徒指導部

## 1. 基本理念

「いじめ」を重大な人権侵害として捉え、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、どの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向け迅速かつ有効な対応を進め、さらにその再発防止に努めるものである。

### いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第一章第二条】

### いじめを許さない学校づくりの推進

- 【生徒】
  - すべての生徒は、「いじめ」を行ってはならない。
  - すべての生徒は、「いじめ」を認識しながらそれを放置してはならない。
  - すべての生徒は、「いじめ」が心身に及ぼす影響といじめ問題に関する理解を深めなければならない。
- 【学校】
  - 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
  - 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれを対処しなければならない。

## 2. 組織及び組織図

### (1) 校内いじめ防止対策委員会の設置

構成員	校長、教頭、教務、生徒指導主任、学年主任、養護教諭 スクールカウンセラー(SC)、クールソーシャルワーカー(SSW) (保護者代表、主任児童委員、学校支援ボランティア) (柏市問題対策チーム)		教育委員会 警察 医療機関等
運営	定期的な開催／事案対策としての開催		校内研修 教育相談 道徳等 生徒活動
内容	相談しやすい環境づくりのためアンケートの在り方の検討 事案解決に向けての取り組み		

### 【学級内でのいじめ】

担任・当該学年教職員

(被害者からの聴取と支援)(加害者からの聴取と指導)

(周囲の生徒からの聴取と指導、支援)

生徒指導主任(全体指導)

担任・学年主任・教頭(保護者対応)

### 【部活動内でのいじめ】

担任・顧問・生徒指導主任

(被害者からの聴取と支援)(加害者からの聴取と指導)

(周囲の生徒からの聴取と指導、支援)

生徒指導主任(全体指導)

顧問・学年主任・教頭(保護者対応)

ア. 学校基本方針に基づく取り組みの実施。

イ. いじめの相談・通報の窓口としての役割。

ウ. いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

エ. いじめに対する組織的対応の中核としての役割。

### 3. いじめの未然防止について

#### (1) いじめについての共通理解と人権意識の高揚

①教員間での周知と研修。 ※情報共有

②集会や学活での生徒間の意識づけによる学校風土づくり。

③いじめ防止月間等を活用し、全校集会等を実施し、いじめ防止の啓発活動を行う。

④授業規律の徹底。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

①人権教育や道徳教育の充実。

②豊かな人間関係づくり。

③コミュニケーション能力の育成。

④行事や体験活動の充実。

⑤情報モラル教育の充実(全校集会等)。

⑥わかる授業の実施。

#### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

①ストレスを生まない環境設定と、発散方法の習得。

②教育相談の充実とSCとの連携。

③自己有用感・自己肯定感・自己存在感を得て、活動の場や他者の役に立っている場の設定。

④生徒が規範意識やいじめについて学び、取り組む活動の実施。

#### (4) 教師の人権意識の向上

①いじめ事例研修の実施。

②教職員の不適切な言動や体罰がいじめを助長することの共通理解。

③過度の競争意識等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解。

### 4. いじめの早期発見

定期的ないじめアンケート調査(年3回実施)や、教育相談の実施及び生徒の生活記録等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。アンケート結果は実施年度末から5年保存とする。また、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長の支援をしていく。

- |       |  |               |                  |
|-------|--|---------------|------------------|
| 学校として | ・相談できる体制の整備                                      | ・定期的な体制の点検    | ・教育相談、保護者面談期間の設定 |
|       | ・保健室や相談室、学習支援室の活用、スクールカウンセラーなどの相談窓口等についての周知(保護者) |               |                  |
|       | ・各学年職員による校内の巡視                                   | ・STANDBY 等の活用 |                  |

- |       |                              |                     |
|-------|------------------------------|---------------------|
| 担任として | ・教員間の情報交換から、早期発見する。          | ・適宜、教育相談や家庭訪問の実施する。 |
|       | ・一人ひとりの生徒との関わりを大切にし、信頼関係を築く。 |                     |
|       | ・授業や休み時間等で、生徒の人間関係を観察する。     |                     |

## 5.いじめの相談・通報の体制について

【相談窓口】 担任・部活動顧問・教頭・生徒指導主任・SC

・電話対応 授業実施日 8:05～16:35

・来 校 授業実施日 13:05～13:30／時間指定(事前連絡後)

・S C 毎週木曜日 10:30～16:30(予約優先)

※緊急時は上記の時間に関係なく、担任・顧問等にご連絡ください。[電話番号:04-7175-0335]

【その他の窓口】 いじめ相談専用ダイヤル(カードの配布)／STANDBY アプリの導入(手紙配布)

## 6.いじめを認知した場合の対応について

### (1)事実の究明

- ①いじめの状況やきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づいた指導を行う。
- ②関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認する。
- ③その際、いじめられた生徒や、報告した生徒の安全を確保する。

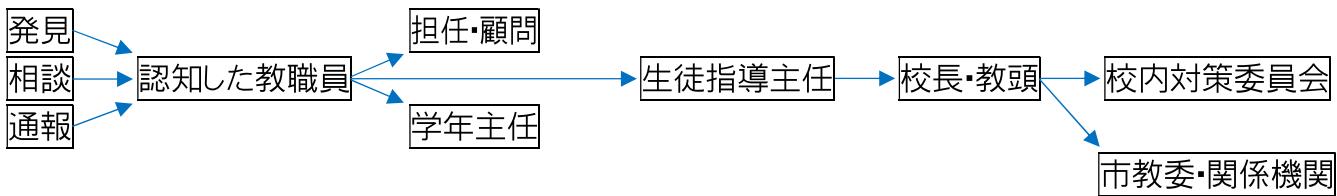
### (2)事実の確認方法

- ①関係する生徒の聞き取りに加え、周囲にいる生徒からも聞き取りを行う。
- ②必要に応じて、いじめ全般に関するアンケートを実施する。

### (3)事実確認の結果報告と連絡

- ①校長が責任をもって市教委に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ②「生徒の生命、人体、または財産に重大な被害が生じる恐れがある」と判断された場合には、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (4)いじめの早期発見に向けた対策委員会の開催(指導支援の方針・対策の決定／再発防止の取り組み)



## 7.いじめの指導について

### (1)いじめられた生徒・保護者への支援

- ①事実関係の聴取を行う際、被害者の気持ちに寄り添えるように留意する。
- ②迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに徹底して被害生徒を守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ③複数の教職員で見守り、安全を確保する。
- ④信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。必要に応じて、加害生徒を別室登校させたり、出席停止制度を活用したりする。外部機関との連携を図る。
- ⑤解決したと思われる場合でも、継続して注意を払い、折に触れる必要な支援を行う。

### (2)いじめた生徒への指導・保護者への助言

- ①事情聴取を行い、いじめの事実があった場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理等専門家や警察関係者等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。
- ②速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して適切な対応を行えるよう、保護者に対し継続的な助言を行う。
- ③加害生徒に対しては、厳しく指導し、自らの行為の責任を強く自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。また個人情報には十分留意し、対応していく。

④必要に応じて、加害生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように成長を促す目的で、心理的な孤立感・疎外感を与えないような一定の教育的配慮のもと、出席停止や警察との連携など、毅然とした対応(懲戒等)をする。

### (3)いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ自分が止められなくとも、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

②同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

③学級・学年全体で「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度をいきわたせるよう指導する。

### (4)ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

※柏市少年補導センターとの連携を図る。

② 早期発見の観点から、教育委員会と連携する。

③ 情報モラル教育を生徒のみならず、保護者にも実施する。(保護者会等)

④ ネットトラブルに対し、誠意をもって対応することは当然のことであると認識する。

## 8. 重大事態への対処について

重大事案の意味は以下の通りである。

① 生徒が自殺を企画した場合。

② 心身に重大な被害を負った場合。

③ 金品など財産に重大な被害を負った場合。

④ 精神性の疾患を発症した場合。

⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合。

柏市教育委員会に重大事態の発生を報告。市教委の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

① 重大ないじめ事案や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、直ちに警察署生活安全課及び柏児童相談所に相談、通報を行い、支援を要請する。

② 重大事態調査組織を設置(専門的知識や経験を有し、当該事案の関係者と人間関係等のない第三者による)。

③ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。客観的な事実関係を速やかに調査する。

④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供。調査によって明らかになった事実を適時、適切な方法で提供する。ただし、個人情報には十分配慮する。

⑤ 調査結果を柏市教育委員会に報告。いじめを受けた生徒や保護者の希望があれば、その際の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑥ 調査結果を踏まえ、必要な措置を行う。

## 9. 公表・点検・評価

### (1)公表について

学校ホームページにて公表する。

また、年度内の生徒総会や保護者会などの機会を可能な限り活用し、本方針の内容を検討及び共有し、本方針の運用が円滑に進められるようにする。

(ア)いじめアンケート結果は、保護者会の機会などを通じて公表する。

(イ)法は、いじめの要件をいじめられている生徒の主觀を重視した定義に立っており、生徒保護者に対し、このことについて積極的に共通理解を促す。

### (2)点検・評価について

いじめ問題について、期待するような改善が見られず、解消できていない場合には、その原因を分析し、組織として対応方法の見直しを行う。

## **【関係機関一覧】**

関係機関名	連絡先電話番号
柏市教育委員会児童生徒課	04-7191-7210
柏市少年補導センター	04-7164-7571
柏市役所家庭児童相談課	04-7167-1458
柏警察生活安全課	04-7148-0110
柏児童相談所	04-7131-7175
千葉県警東葛地区少年センター	04-7162-7867

## 10. 配慮を要する生徒の対応について

### (1)特別な支援を要する生徒への対応

発達障害特性を有する生徒が、いじめの対象になったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ特別支援コーディネーターを中心に学校全体で特別支援教育を推進、理解・啓発を図る。

### (2)特別な事情を抱えている生徒

特別な事情を抱えている生徒については、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでおり、そのことがきっかけで被害者にも加害者にもなりうることから、日常的な生徒の変化を観察するとともに、SSWやSC等を活用し、必要に応じて関係機関と連携を図る。

### (3)外国にルーツのある生徒への対応

言語や文化の差異から、学校での学びにおいて困難を抱えることを留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員・生徒・保護者等の外国人生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

### (4)感染症等に関する人権への配慮と対応

感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症の対策や治療にあたる医療従事者等に關係する生徒に対して、偏見やいじめが起きないよう、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組む。また、不安やストレスを抱えている生徒がいる場合、SC等を活用し、必要に応じて関係機関との連携を図る。

### (5)性別違和や性的指向・性自認に係る生徒への配慮と対応

カミングアウトの強制がないようにし、相談しやすい環境を整えていく。相談が寄せられた場合は、決してアウティングとならないように、市教委等関係機関と連携し、適切に対応する。